

北本駅西口駅前多目的広場利用促進キャンペーン要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は平成 26 年度北本市委託事業「西口コーディネート事業」において、北本駅西口駅前多目的広場の利活用を促進することを目的とする。
- 2 北本市観光協会は前項の目的を図るため、本キャンペーンを北本市及び北本市観光協会事業として行う。また、事業実施に際しては対象者及び事業を公募し、採択の可否について審査した上、実施する。

(対象団体)

- 第2条 本キャンペーンの対象となる団体は次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。
- (1) 市内に本拠地及び事業所を有している団体
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。
 - (4) 西口広場を利用するのが初めての団体であること。

(対象事業)

- 第3条 対象となる事業は次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。
 - (2) 団体が、自ら企画し、かつ、実施するものであること。
 - (3) ポスターやチラシなどを作成し、広く利用者を募集する事業であること。
 - (4) 平成 28 年 3 月 31 日までに実施を行う事業であること。

(期間)

- 第4条 キャンペーンの実施期間は平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(事業の公募)

- 第5条 会長は、期間を定めて本キャンペーン対象団体を公募するものとする。
- 2 会長は、前項の募集に関する事項について募集要項を定め、これを公表するものとする。

(提案の方法)

- 第6条 本キャンペーンに申請する団体は、キャンペーン申請書（様式第 1 号）を指定の期日までに会長に提出しなければならない。

(事業の審査)

- 第7条 キャンペーン申請書の提出があったときは、北本市観光協会会長及び市役所担当職員並びに協会魅力向上事業チームが当該事業企画の採択の可否について審査する。

(決定の通知)

第 8 条 会長は採択結果を団体に申請許可書（様式第 2 号）により通知する。

(事業の完了報告)

第 9 条 団体は、事業が完了した後、事業報告書（様式第 3 号）を作成する。また、報告書は事業終了後速やかに提出するものとする。

(庶務)

第 11 条 この要綱に基づく事業の公募等に関する事務は、観光協会事務局において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は平成 26 年 8 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する

(募集及び実施期間の変更)